

NO	意見書	事務局回答
1	<p>【こども子育て支援新制度 第3期事業計画の作成について】</p> <p>事業計画作成では、今後5年間の量の見込みを立てなくてはなりません。これまでの待機児童対策のための保育施設増設の考えから、少子化・人口減少で施設の充足率の低下に目を向けた、施設の減少計画を目を向けなくてはいけないというベクトルへとおおきく変わっています。保育業界の状況の理解と今後の公立保育園計画のお願いいたします。</p>	<p>教育・保育児童が減少している状況を十分に踏まえ、量の見込みと確保方策の策定や、市立保育園の適正配置を進めていきます。</p>
2	<p>【こども大綱および地方版こども計画の作成について】</p> <p>こども家庭庁よりこども大綱が発表されました。それを基に地方版こども計画を作成していると思います。乳幼児期については「子供の誕生前から幼児期までの子供の育ちの基本的な考え方」にも示されているように「安心と挑戦の循環」が重要になります。安心はアタッチメント(愛着)であり、挑戦は遊びを通しての経験となります。これらを通してバイオサイコソシヤルの観点から乳幼時期からウェルビーイングの育みが大事だとされています。</p>	<p>こども家庭庁の示す「自治体こども計画策定のためのガイドライン(案)」において、こども計画の策定にあたっては、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」においても、地方公共団体は、こども基本法や本ビジョンを踏まえ、関係機関の相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える施策を進める重要な役割が求められており、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。」とあることから、計画策定にあたっては、ご指摘いただきました観点を踏まえながら策定していきます。</p>
3	<p>【新潟市における3歳以上児の保育・教育施設の認可定員と実員の乖離状況の把握】</p> <p>施設が認可を受ける場合、認可定員の設定と利用定員を決めなくてはなりません。提出資料では毎回1号、2号それぞれの利用定員と実定員の乖離が発表されていますが、認可定員は乗っていません。認可定員は本来の新潟市における供給量となりますので、1号2号合わせた認可定員の数並びに実員との乖離を教えてください。</p>	<p>1号(教育児童)と2号(3歳児以上の保育児童)を合わせた認可定員の数は18,948人であり、実利用人数は15,623人です(詳細は別紙のとおり)。 なお、教育・保育の需給バランスの把握にあたっては、子ども・子育て支援法に基づき、認可定員ではなく、利用定員を基準としています。</p>
4	<p>【幼児教育センターの設立のお願い】</p> <p>文部科学省では幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質の向上強化事業を行っております。先日行われた政令指定都市代表者協議会において幼児教育課長講演でも幼児教育センターの設置を市に働きかけてほしいと言われております。令和3年度の実績報告では政令市中8都市が設置しております。早急の対応をお願いします。また、新潟市においては幼児教育アドバイザーが1名いるという事ですが保育の「質」の向上の為に協力をお願いします。</p>	<p>令和4年4月に、県が「幼児教育センター」を設置するとともに、そのあり方や運営を協議する「新潟県幼児教育推進体制連絡協議会」が設置されました。 本市も連絡協議会の構成員となっており、今年度は、令和5年度に県の幼児教育センターにて研修を受けた市内の幼児教育推進リーダーが、訪問依頼のあった園への指導・助言をしていく予定です。今後も連絡協議会において情報共有や意見交換を行いながら、新潟市の幼児教育の質の向上に向けて取組を進めてきたいと考えています。</p>